

兵庫県公報

平成23年3月22日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課）……………	1
県議会告示	
○ 兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則……………	1

公布された法令のあらまし

- 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の制定に伴い、平成23年4月10日に行われる兵庫県議会議員選挙により選挙すべき議員の数を定めるに当たり、平成17年の国勢調査の結果による人口を用いることとするため所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則（議会告示第2号）
会議録の作成方法を速記から録音反訳に変更することに伴い、会議録に係る規定について所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第27号

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和41年兵庫県条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 平成23年4月10日に行われる兵庫県議会議員の一般選挙における議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）附則第2条第1項の規定を適用する。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

県 議 会 告 示

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年3月22日

兵庫県議会議長 山本敏信

兵庫県議会告示第2号

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則

兵庫県議会会議規則（昭和36年兵庫県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。
本則（第119条第2項を除く。）中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。
第119条第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。